



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 条例

- *67 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)
- *68 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (")
- *69 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (")
- *70 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (")
- *71 職員の自己啓発等休業に関する条例 (")
- *72 和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例 (行政経営改革室)
- *73 和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例 (教育委員会)
- *74 和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例 (警察本部)
- *75 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 (公営企業課)
- *76 和歌山県退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例 (人事課)
- *77 和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例 (住宅環境課)
- *78 和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例 (管理整備課)
- *79 和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例等の一部を改正する条例 (教育委員会)
- *80 教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (")
- *81 和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例 (")
- *82 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)

公布された条例のあらまし

◇職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の育児短時間勤務制度に関し必要な事項を定めるとともに、規定の整備を行いました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児短時間勤務職員等の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるとともに、関係条例(「職員の給与に関する条例」及び「警察職員の給与に関する条例」)の規定の整備を行いました。(第2条、第3条、第4条、第8条、第8条の3及び第12条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児短時間勤務の承認を受けた任期付研究員の勤務時間等について所要の改正を行いました。(第7条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(第4条、第9条及び第1

1 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇職員の自己啓発等休業に関する条例

1 条例概要

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の自発的な大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業(自己啓発等休業)に関し必要な事項を定めました。

自己啓発等休業の期間

大学等課程の履修 2年

国際貢献活動 3年

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例概要

自己啓発等休業をしている職員を定数の外に置くため、所要の改正を行いました。(第2条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例概要

自己啓発等休業をしている県立の学校以外の教育機関の職員の数を定数の外に置くため、所要の改正を行いました。(第5条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

1 条例概要

自己啓発等休業をしている職員を定員の外に置くため、所要の改正を行いました。(第2条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

部分休業の対象となる子を小学校就学の始期に達するまでの子とするとともに、自己啓発等休業の期間の給与について定めました。(第18条及び第20条の2関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例

1 条例概要

遺族年金の転給要件を改めました。(第29条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例

1 条例概要

県営住宅への暴力団員の入居を排除する規定を設けるとともに、犯罪被害者等の入居機会の拡大を図るための所要の改正を行いました。（第 6 条、第 7 条、第 9 条、第 13 条及び第 14 条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

日高港の港湾施設の一部の管理を指定管理者に行わせるため、所要の改正を行いました。（第 11 条関係）

2 施行期日

平成 20 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例等の一部を改正する条例

1 条例概要

学校教育法の一部改正に伴う関係条例の規定の整備を行いました。

関係条例

和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例（第 2 条関係）

職員の修学部分休業に関する条例（第 2 条関係）

和歌山県安全・安心まちづくり条例（第 10 条関係）

和歌山県認定こども園の認定基準に関する条例（第 2 条関係）

2 施行期日

学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日から施行します。

◇教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

学校教育法及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。（教育職員の給与に関する条例第 9 条の 2 及び第 16 条の 2 関係）（市町村立学校職員の給与に関する条例第 11 条の 2、第 12 条の 2 及び第 18 条の 2 関係）

2 施行期日

学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日から施行します。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う改正（教育職員の給与に関する条例第 9 条の 2、市町村立学校職員の給与に関する条例第 11 条の 2）は、公布の日から施行します。

◇和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例

1 条例概要

新たに和歌山県立日高高等学校附属中学校を設置することとしました。（第 1 条関係）

2 施行期日

平成 20 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

次の手数料の額を定めるとともに、規定の整備を行いました。（別表第 3 関係）

建築基準法の一部改正に伴うもの

（1）建築物の容積率の特例に係る認定の申請に対する審査

（2）開発整備促進区における建築物の用途に関する建築の制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査

（3）工業専用地域内における建築等の許可の申請の審査

温泉法の一部改正に伴うもの

- (4) 土地の掘削の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査
- (5) ゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査
- (6) 温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、次の改正はそれぞれに定める日から施行します。

(4)から(6)まで 平成 19 年 10 月 20 日

(2)及び(3) 平成 19 年 11 月 30 日

条 例

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 10 月 1 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 67 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年和歌山県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 6 条の 2、第 7 条並びに第 9 条第 1 項及び第 2 項」を「第 7 条、第 8 条、第 10 条第 1 項及び第 2 項、第 14 条及び第 15 条（これらの規定を育児休業法第 17 条において準用する場合を含む。）、第 17 条、第 18 条第 3 項並びに第 19 条第 1 項及び第 2 項」に改める。

第 2 条第 4 号中「職員の定年等に関する条例」の次に「（昭和 59 年和歌山県条例第 3 号）」を加え、同条第 6 号中「育児休業」を「職員が育児休業」に、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第 3 条第 1 号中「育児休業の承認が取り消された後」を「当該育児休業の承認が取り消された後」に改め、同条第 3 号を次のように改める。

- (3) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第 3 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が 3 月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

第 5 条第 1 号中「育児休業に係る」を「職員が育児休業により養育している」に、「職員」を「当該職員」に改める。

第 5 条の 2 及び第 5 条の 3 を削り、第 6 条から第 9 条までを次のように改める。

（育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新）

第 6 条 任命権者は、育児休業法第 6 条第 3 項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第 7 条 職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)第23条第 1 項、教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)第19条第 1 項又は警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)第21条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 か月以内の期間において勤務した期間(人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 職員の給与に関する条例第24条第 1 項、教育職員の給与に関する条例第20条第 1 項又は警察職員の給与に関する条例第22条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第 8 条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則若しくは教育委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)

第 9 条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年和歌山県条例第57号。以下「退職手当条例」という。)

第 7 条の 4 第 1 項及び第 8 条第 4 項の規定の適用については、育児休業をした期間は、退職手当条例第 7 条の 4 第 1 項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が 1 歳に達した日の属する月までの期間に限る。)についての退職手当条例第 8 条第 4 項の規定の適用については、同項中「その月数の 2 分の 1 に相当する月数」とあるのは、「その月数の 3 分の 1 に相当する月数」とする。

第12条を第36条とする。

第11条に見出しとして「(部分休業の承認の取消事由)」を付し、同条中「第 5 条」を「第14条」に改め、同条を第35条とする。

第10条に見出しとして「(部分休業をしている職員の給与の取扱い)」を付し、同条中「(昭和28年和歌山県条例第53号)」を削り、同条を第34条とし、第 9 条の次に次の24条を加える。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的に任用される職員
- (3) 育児休業法第 6 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員
- (4) 職員の定年等に関する条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により引き続いて勤務している職員
- (5) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第 1 項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をする

ことにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

- (6) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (3) 育児短時間勤務職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (4) 育児短時間勤務の承認が、第14条第3号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。)
- (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第4条第1項の規定の適用を受ける職員につき次の各号に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。

- (1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。
- (2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週

間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第13条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、人事委員会規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第14条 育児休業法第12条において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。
- (2) 育児短時間勤務職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- (3) 育児短時間勤務職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)

第15条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 過員を生ずること。
- (2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第16条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)

第17条 退職手当条例第7条の4第1項及び第8条第4項の規定の適用については、育児短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。）をした期間は、退職手当条例第7条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

- 2 育児短時間勤務をした期間についての退職手当条例第8条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。
- 3 育児短時間勤務の期間中の退職手当条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第18条 第6条の規定は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

(育児短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の特例)

第19条 育児短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第9条第3項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第10条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第15条第2項	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
第17条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第23条第4項 及び第5項並 びに第24条第 3項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第23条第5項	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額
第23条第6項	人事委員会規則	育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して人事委員会規則

（育児短時間勤務職員についての教育職員の給与に関する条例の特例）

第20条 育児短時間勤務職員についての教育職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 9 条第 2 項	とする	に、勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第10条第 2 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第15条の 3 第 2 項	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
第17条第 1 項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 8 時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 100（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125）を乗じて得た額とする
第19条第 4 項 及び第 5 項並 びに第20条第 3 項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第19条第 5 項	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額
第19条第 6 項	人事委員会規則	育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して人事委員会規則

（育児短時間勤務職員についての警察職員の給与に関する条例の特例）

第21条 育児短時間勤務職員についての警察職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 8 条第 2 項	とする	に、勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
------------	-----	--

第 9 条第 2 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第13条第 2 項	再任用短時間勤務警察官	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている警察官（以下「育児短時間勤務警察官」という。）
第15条第 1 項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務警察官が、第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 8 時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 100（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125）を乗じて得た額とする
第21条第 4 項 及び第 5 項並 びに第22条第 3 項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第21条第 5 項	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額
第21条第 6 項	人事委員会規則	育児短時間勤務警察官の勤務時間を考慮して人事委員会規則

（育児短時間勤務職員についての市町村立学校職員の給与に関する条例の特例）

第22条 育児短時間勤務職員についての市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条第 2 項	とする	に、勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第12条第 2 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする

第17条第1項	支給する	支給する。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第17条の3第2項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員

（育児短時間勤務職員についての一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の特例）

第23条 育児短時間勤務職員についての一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第3項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（次項において「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第5条第4項	相当する額と	相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額と
第7条第1項	職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）	勤務時間条例

（育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の特例）

第24条 育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14

年和歌山県条例第59号)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第7条第3項	相当する額と	相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額と
第8条第3項	格付し、その給料表により特定業務等従事任期付職員に給料を支給しなければならない	格付するものとし、その者の給料月額は、その格付した職務の級の給料月額に、算出率を乗じて得た額とする

(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員の給与の特例)

第25条 第19条から前条までの規定は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員について準用する。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給与の特例)

第26条 職員の給与に関する条例第8条、教育職員の給与に関する条例第8条、警察職員の給与に関する条例第7条及び市町村立学校職員の給与に関する条例第10条の規定にかかわらず、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員には、次の給料表を適用し、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表(別表第1)
- (2) 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員研究職給料表(別表第2)
- (3) 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(別表第3)
 - ア 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(1)
 - イ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(2)
 - ウ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(3)
- (4) 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員教育職給料表(別表第4)
 - ア 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表(1)
 - イ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員中学校教育職員給料表
- (5) 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員警察官給料表(別表第5)
- (6) 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員市町村立学校職員給料表(別表第6)
 - ア 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員小学校、中学校等教育職員給料表

イ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表(2)

ウ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員学校栄養職員給料表

- 2 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度にに基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事委員会規則又は教育委員会規則で定める。
- 3 任命権者は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の職を第 1 項の給料表に定める職務の級のいずれかに格付するものとし、その者の給料月額は、その格付した職務の級の給料月額に、勤務時間条例第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の平常の勤務が、その者の属する職務の級と同じ職務の級に属する同種の職務を行う育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の平常の勤務に比して著しく危険、困難又は不健康な勤務その他これらに準ずる特殊な勤務であって、かつ、その特殊性がその職を職務の級にあてはめるに際して考慮されていないために、その者について定められる給料月額が適当でないと認められるときは、その特殊性に応じ、その給料月額の 100 分の 25 を超えない範囲内において、人事委員会規則又は教育委員会規則で定めるところに従い、給料月額につき適正な調整額を定めることができる。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例等の特例)

第27条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第15条第2項	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。）
第17条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第25条の2	第20条、第21条及び前条	第20条及び第21条

	再任用職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員
--	-------	-------------------

- 2 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年和歌山県条例第65号）第26条の規定の適用については、同条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員」とあるのは、「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員」とする。

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての教育職員の給与に関する条例の特例）

第28条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての教育職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第15条の3第2項	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。）
第17条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第21条の2	第15条の5、第16条第1項第1号及び第1号の2並びに前条	第15条の5並びに第16条第1項第1号及び第1号の2
	再任用職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての警察職員の給与に関する条例等の特例）

第29条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての警察職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第13条第2項	再任用短時間勤務警察官	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務警察官」という。）
第15条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務に伴う短時間勤務警察官が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第23条の2	第13条の2、第20条及び前条	第13条の2及び第20条
	再任用警察官	育児短時間勤務に伴う短時間勤務警察官

- 2 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成13年和歌山県条例第30号）第22条の規定の適用については、同条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員」とあるのは、「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員」とする。

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての市町村立学校職員の給与に関する条例の特例）

- 第30条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての市町村立学校職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第17条第1項	支給する	支給する。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。）が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務
---------	------	---

		1 時間当たりの給与額に100分の100 (その勤務が午後10時から翌日の午前5 時までの間である場合は、100分の125) を乗じて得た額とする
第17条の3 第2 項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員
第22条の2	第18条第1 項第1 号及び第1 号の2、第20条並びに前条	第18条第1 項第1 号及び第1 号の2 並びに第20条
	再任用職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の特例)

第31条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年和歌山県条例第38号)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3 条第1 項	教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号。以下「教育職員の給与条例」という。)及び市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28 年和歌山県条例第53 号。以下「市町村立学校職員の給与条例」という。)の別表の高等学校等教育職員給料表、中学校教育職員給料表又は小学校、中学校等教育職員給料表	職員の育児休業等に関する条例(平成4 年和歌山県条例第9 号)の別表第4 の育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員教育職給料表又は別表第6 の育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員小学校、中学校等教育職員給料表若しくは育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表 ⁽²⁾
第3 条第3 項	教育職員の給与条例	教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52

		号。以下「教育職員の給与条例」という。)
第 4 条第 2 号	市町村立学校職員の給与条例	市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号。以下「市町村立学校職員の給与条例」という。）

(部分休業をすることができない職員)

第32条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）
- (2) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (3) 部分休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員
- (4) 前号に掲げる職員のほか、職員が部分休業により養育しようとする時間において、養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

(部分休業の承認)

第33条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

- 2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

附則の次に別表として次の6表を加える。

別表第1（第26条関係）

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
給料月額	円 138,400	円 214,600	円 259,000	円 279,400	円 295,000	円 321,100	円 364,600	円 399,000	円 451,600

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、151,000円又は176,800円とする。

別表第2（第26条関係）

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員研究職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	円 138,500	円 185,400	円 288,800	円 332,900	円 393,300

備考

- この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が 1 級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、153,600円とする。

別表第 3 (第26条関係)

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表

ア 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(1)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	円 245,100	円 336,200	円 390,600	円 463,700

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(2)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
給料月額	円 172,600	円 182,400	円 247,200	円 260,800	円 287,300	円 329,200	円 373,100

備考

- この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が 2 級で職種が獣医師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、201,900円とする。

- 3 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が 1 級で職種が栄養士であるものの給料月額、この表の額にかかわらず、154,200円とする。

ウ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(3)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
給料月額	円 151,500	円 196,000	円 266,800	円 277,300	円 294,500	円 332,700

備考

- 1 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が 2 級で職種が保健師又は助産師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、204,600円とする。

別表第 4 (第26条関係)

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員教育職給料表

ア 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表(1)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	円 147,000	円 197,400	円 338,200	円 424,900

備考

- 1 この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育職員の給与に関する条例第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が 1 級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、164,300円又は193,700円とする。
- 3 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が 3 級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7,700円を加算した額とする。

イ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員中学校教育職員給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級

給料月額	円	円	円	円
	147,000	166,600	331,300	414,600

備考

- 1 この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育職員の給与に関する条例第 2 条第 3 号に規定する職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が 1 級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、164,300円又は193,700円とする。
- 3 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が 2 級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、197,400円とする。
- 4 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が 3 級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

別表第 5 (第26条関係)

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員警察官給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
給料月額	円 156,200	円 252,500	円 256,800	円 293,100	円 310,500	円 325,200	円 349,700	円 386,300	円 419,200

備考

- 1 この表は、警察官の育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が 1 級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、195,000円とする。

別表第 6 (第26条関係)

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員市町村立学校職員給料表

ア 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員小学校、中学校等教育職員給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	円 147,000	円 166,600	円 331,300	円 414,600

備考

- 1 この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で市町村立学校職員の給与に関する条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する職員のうち学校栄養職員及び事務職員を除いたものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が 1 級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額にかかわらず、教育委員会規則で定めるところにより、164,300 円又は 193,700 円とする。
- 3 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が 2 級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、197,400 円とする。
- 4 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が 3 級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に 7,500 円を加算した額とする。

イ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表(2)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	円 147,000	円 197,400	円 338,200	円 424,900

備考

- 1 この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で市町村立学校職員の給与に関する条例第 2 条第 1 項第 2 号に規定する職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が 1 級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、教育委員会規則で定めるところにより、164,300 円又は 193,700 円とする。
- 3 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が 3 級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に 7,700 円を加算した額とする。

ウ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員学校栄養職員給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	円 154,200	円 182,400	円 247,200	円 260,800	円 287,300

備考 この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で市町村立学校職員の給与に関する条例第 2

条第 1 項第 1 号に規定する職員のうち学校栄養職員に適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する経過措置)

2 この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 8 条の規定は、平成 19 年 8 月 1 日以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 44 号）の施行の際現に育児休業をしている職員が平成 19 年 8 月 1 日以後に職務に復帰した場合における改正後の条例第 8 条の規定の適用については、同条中「100 分の 100 以下」とあるのは、「100 分の 100 以下（当該期間のうち平成 19 年 8 月 1 日前の期間については、2 分の 1）」とする。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 1 9 年 1 0 月 1 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 6 8 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年和歌山県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「前 3 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」を「育児休業法第 18 条第 1 項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項の規定により採用された職員」を「第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で同法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の 1 週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

第 3 条第 1 項ただし書を次のように改める。

ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日設けるものとし、再任用短

時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日設けることができる。

第 3 条第 2 項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等については、1 週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い 1 日につき 8 時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員」に改める。

第 4 条第 2 項中「8 日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8 日以上。以下この項において同じ。）の週休日」を「8 日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては 8 日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては 8 日以上上の週休日）」に改め、同項ただし書中「必要により」を「必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により」に、「8 日の」を「8 日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8 日以上）の」に、「週休日設ける場合」を「週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合」に改める。

第 8 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第 8 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第 8 条の 3 第 4 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改める。

第 12 条第 1 項第 1 号中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

- 2 職員の給与に関する条例（昭和 28 年和歌山県条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 3 項」に改める。

(警察職員の給与に関する条例の一部改正)

- 3 警察職員の給与に関する条例（昭和 29 年和歌山県条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 3 項」に改める。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 10 月 1 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 6 9 号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「5 日間において」を「5 日間（当該第 1 号任期付研究員が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第10条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下この項において「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下この項において「育児短時間勤務職員等」という。）である場合にあっては、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下この項において「育児短時間勤務等の内容」という。）に従った週休日（勤務時間条例第 3 条第 1 項に規定する週休日をいう。）以外の日）において」に、「8 時間の勤務時間を」を「8 時間の勤務時間（育児短時間勤務職員等については、当該育児短時間勤務等の内容に従った勤務時間）を」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 1 9 年 1 0 月 1 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 7 0 号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項第 3 号中「第 9 条第 1 項」を「第19条第 1 項」に改める。

第 9 条の見出し中「任期付短時間勤務職員」を「特定業務等短時間勤務職員」に改め、同条中「任期付短時間勤務職員」を「特定業務等短時間勤務職員」に、「第 2 条第 3 項」を「第 2 条第 4 項」に改める。

第11条第 2 項及び第 3 項中「任期付短時間勤務職員」を「特定業務等短時間勤務職員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の自己啓発等休業に関する条例をここに公布する。

平 成 1 9 年 1 0 月 1 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 7 1 号

職員の自己啓発等休業に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 26 条の 5 第 1 項、第 5 項及び第 6 項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業（同条第 1 項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第 2 条 任命権者は、職員としての在職期間が 2 年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、大学等課程の履修（法第 26 条の 5 第 1 項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第 3 条 法第 26 条の 5 第 1 項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては 2 年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として人事委員会規則で定める場合は、3 年）、国際貢献活動のための休業にあつては 3 年とする。

(大学等教育施設)

第 4 条 法第 26 条の 5 第 1 項の条例で定める教育施設は、次の各号に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 52 条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第 57 条に規定する専攻科及び同法第 62 条に規定する大学院を含む。）
- (2) 学校教育法第 1 条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであつて同法第 68 条の 2 第 4 項第 2 号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）
- (3) 前 2 号に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）

(奉仕活動)

第 5 条 法第 26 条の 5 第 1 項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

- (1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）第 13 条第 1 項第 3 号の規定に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）
- (2) 前号に掲げる奉仕活動のほか、外国の都市等において行われる当該都市等との国際交流の促進に資する奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると任命権者が認めるもの

(自己啓発等休業の承認の申請)

第 6 条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第 7 条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第 3 条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする

期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

- 2 自己啓発等休業の期間の延長は、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合を除き、1 回に限るものとする。

- 3 第 2 条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第 8 条 法第 26 条の 5 第 5 項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。
- (2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(報告等)

第 9 条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

- (1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
- (2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合
- (3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合
- 2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることににより、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第 10 条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要がある認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては 100 分の 100 以下、それ以外のものにあつては 100 分の 50 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則若しくは教育委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第 11 条 職員の退職手当に関する条例（昭和 37 年和歌山県条例第 57 号）第 7 条の 4 第 1 項及び第 8 条第 4 項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同条例第 7 条の 4 第 1 項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

- 2 自己啓発等休業をした期間についての職員の退職手当に関する条例第 8 条第 4 項の規定の適用については、同項中「その月数の 2 分の 1 に相当する月数（地方公務員法第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定す

る事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)」とあるのは、「その月数（地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の人事委員会規則で定める要件に該当する場合については、その月数の2分の1に相当する月数）」とする。

(人事委員会規則への委任)

第12条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 10 月 1 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第72号

和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県職員定数条例（平成9年和歌山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

- (5) 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年和歌山県条例第71号）第2条の規定により、自己啓発等休業をしている職員

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 10 月 1 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第73号

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県立学校等職員定数条例（昭和31年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 2 第3条に規定する定数には、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年和歌山県条例第71号）第2条の規定により自己啓発等休業をしている職員の数を含まないものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 10 月 1 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 7 4 号

和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

和歌山県地方警察職員定員条例（昭和32年和歌山県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年和歌山県条例第71号）第 2 条の規定により、自己啓発等休業をしている職員

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 1 9 年 1 0 月 1 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 7 5 号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年和歌山県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第18条第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第20条の次に次の 1 条を加える。

（自己啓発等休業をすることを承認された職員の給与）

第20条の 2 地方公務員法第26条の 5 第 1 項の規定により自己啓発等休業をすることを承認された職員には、当該自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 1 9 年 1 0 月 1 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 7 6 号

和歌山県退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例

和歌山県退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正12年和歌山県令第50号）の一部を次のように改正する。

第29条中「子ハ」の次に「吏員職員ノ死亡ノ当時ヨリ」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正前の第29条の規定は、この条例施行の際現に遺族年金を受ける権利又は資格を有

する成年の子については、この条例による改正後の第29条の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 10 月 1 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 77 号

和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例

和歌山県営住宅条例（平成 9 年和歌山県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第 6 条各号列記以外の部分中「第 4 号」を「第 5 号」に、「第 3 号」を「第 3 号及び第 5 号」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

第 7 条第 2 項中「第 4 号」を「第 5 号」に改める。

第 9 条第 2 項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

- (8) 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第 2 条第 2 項に規定する犯罪被害者等で同条第 1 項に規定する犯罪等により従前の住居に居住することが困難となったことが明らかなもの。

第13条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 知事は、入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならない。

第14条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 知事は、第 1 項の引き続き当該県営住宅に居住を希望する者（同居する者を含む。）が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第57条第 2 項第 7 号中「第 4 項」を「第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 10 月 1 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 78 号

和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

和歌山県港湾施設管理条例（昭和31年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第11条の表加太港の項の次に次のように加える。

日高港	緑地
-----	----

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴い第4条第1項に規定する指定管理者に新たに管理を行わせることができる第2条に規定する港湾施設に係る第15条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 10 月 1 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第79号

和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例等の一部を改正する条例

(和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例の一部改正)

第1条 和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和50年和歌山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第45条第3項」を「第54条第3項」に改める。

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第2条 職員の修学部分休業に関する条例（平成16年和歌山県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「第82条の2」を「第124条」に改め、同項第3号中「第83条」を「第134条」に改める。

(和歌山県安全・安心まちづくり条例の一部改正)

第3条 和歌山県安全・安心まちづくり条例（平成18年和歌山県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第82条の2」を「第124条」に、「第83条第1項」を「第134条第1項」に改める。

(和歌山県認定こども園の認定基準に関する条例の一部改正)

第4条 和歌山県認定こども園の認定基準に関する条例（平成18年和歌山県条例第87号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「第78条」を「第23条」に改め、同条第2号ア中「第79条」を「第25条」に改め、同号イ(7)並びに同条第3号及び第4号中「第78条」を「第23条」に改める。

附 則

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 10 月 1 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第80号

教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第9条の2中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

第16条の2中「第44条」を「第53条」に、「第45条」を「第54条」に改める。

(市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号)の一部を次のように改正する。

第11条の2中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

第12条の2中「第75条」を「第81条」に改める。

第18条の2中「第44条」を「第53条」に改める。

附 則

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日から施行する。ただし、第1条中第9条の2の改正規定及び第2条中第11条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第81号

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例(昭和31年和歌山県条例第67号)の一部を次のように改正する。

第1条の表和歌山県立桐蔭中学校の項の次に次のように加える。

和歌山県立日高高等学校附属中学校	御坊市島45
------------------	--------

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第82号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

第1条 和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第3第13項第8号ア(7)中「えまで」を「おまで」に改め、同号ひを同号ふとし、同号はを同号ひととし、同号のを同号はとし、同号ねを同号のとし、同号ぬを同号ねとし、同号にを同号ぬとし、同号なを同号にとし、同号とを同号なとし、同号て(7)及び(4)中「つに」を「てに」に改め、同号てを同号とと

し、同号つを同号てとし、同号ちを同号つとし、同号たを同号ちとし、同号そを同号たとし、同号せを
 同号そとし、同号すを同号せとし、同号しを同号すとし、同号さ(ア)及び(イ)中「こ」を「さ」に改め、同
 号さを同号しとし、同号こを同号さとし、同号けを同号ことし、同号くを同号けとし、同号きを同号く
 とし、同号かを同号きとし、同号おを同号かとし、同号えを同号おとし、同号うを同号えとし、同号い
 を同号うとし、同号あ中「あに」を「いに」に改め、同号あを同号いとし、同号ワ中「ワに」を「あに」
 に改め、同号ワを同号あとし、同号ロ中「ロに」を「ワに」に改め、同号ロを同号ワとし、同号レ中「
 レに」を「ロに」に改め、同号レを同号ロとし、同号ルを同号レとし、同号リ中「リに」を「ルに」に
 改め、同号リを同号ルとし、同号ラを同号リとし、同号ヨを同号ラとし、同号ユを同号ヨとし、同号ヤ
 を同号ユとし、同号モ中「第68条の5の5」を「第68条の5の6」に改め、同号モを同号ヤとし、同号
 メ中「第68条の5の4第1項」を「第68条の5の5第1項」に改め、同号メを同号モとし、同号ム中「
 第68条の5の2第2項」を「第68条の5の3第2項」に改め、同号ムを同号メとし、同号ミの次に次の
 ように加える。

ム 法第68条の5の2の規定に基づく建築物の容積率の特例に係る認定の申請に対する審査

1 件につき 27,000円

第2条 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第3第3項第3号エ中「第15条第1項」を「第19条第1項」に改め、同項第4号サ(イ)中「第12条
 第1項」を「第15条第1項」に改め、同号サ(イ)を同号サ(ロ)とし、同号サ(ロ)の前に次のように加える。

(エ) 法第11条第2項において準用する法第6条第1項又は第7条第1項の規定に基づくゆう出
 路の増掘又は動力の装置の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査

1 件につき 7,400円

別表第3第3項第4号サ(イ)中「第8条第1項」を「第11条第1項」に改め、同号サ(イ)を同号サ(ロ)とし、
 同号サ(ロ)の次に次のように加える。

(イ) 法第6条第1項又は第7条第1項の規定に基づく土地の掘削の許可を受けた地位の承継の
 承認の申請に対する審査

1 件につき 7,400円

別表第3第3項第4号に次のように加える。

(ロ) 法第16条第1項又は第17条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けた地位の承継の
 承認の申請に対する審査

1 件につき 7,400円

別表第3第13項第8号ア(イ)中「おまで」を「かまで」に改め、同号ツ中「又は第12項ただし書」を「
 第12項ただし書又は第13項ただし書」に、「用途地域」を「用途地域等」に改め、同号ふを同号へとし、
 同号ひを同号ふとし、同号はを同号ひとし、同号のを同号はとし、同号ねを同号のとし、同号ぬを同号
 ねとし、同号にを同号ぬとし、同号なを同号にとし、同号と(ア)及び(イ)中「てに」を「とに」に改め、同
 号とを同号なとし、同号てを同号ととし、同号つを同号てとし、同号ちを同号つとし、同号たを同号ち
 とし、同号そを同号たとし、同号せを同号そとし、同号すを同号せとし、同号し(ア)及び(イ)中「さに」を
 「しに」に改め、同号しを同号すとし、同号さを同号しとし、同号こを同号さとし、同号けを同号こ
 とし、同号くを同号けとし、同号きを同号くとし、同号かを同号きとし、同号おを同号かとし、同号えを
 同号おとし、同号うを同号えとし、同号い中「いに」を「うに」に改め、同号いを同号うとし、同号あ

中「あに」を「いに」に改め、同号あを同号いとし、同号ワ中「ワに」を「あに」に改め、同号ワを同号あとし、同号ロ中「ロに」を「ワに」に改め、同号ロを同号ワとし、同号レを同号ロとし、同号ル中「ルに」を「レに」に改め、同号ルを同号レとし、同号リを同号ルとし、同号ラを同号リとし、同号ヨを同号ラとし、同号ユを同号ヨとし、同号ヤを同号ユとし、同号モを同号ヤとし、同号メを同号モとし、同号ムを同号メとし、同号ミを同号ムとし、同号マの次に次のように加える。

ミ 法第68条の3第7項の規定に基づく開発整備促進区における建築物の用途に関する建築の制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1 件につき 27,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中別表第3第3項の改正規定は平成19年10月20日から、別表第3第13項の改正規定は平成19年11月30日から施行する。